

令和5年度中野市特定個人情報の取扱いに係る内部監査報告書

令和6年2月13日

総括保護管理者

中野副市長 竹内 敏昭 様

監査責任者

企画財政課長 阿藤 博之

標記内部監査について、中野市特定個人情報の取扱いに係る規定第32条に基づき、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1 実施方針

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条において、「個人番号利用等事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。

また、個人情報保護委員会が特定個人情報の適正な取扱いを確保するために具体的な指針として定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体編）」では、組織的安全管理措置における組織体制の整備として、監査責任者の設置及び責任の明確化を行い、また取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを図るため、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ点検又は監査を行うこととされている。

本市では、中野市個人情報の取扱いに関する規程第6条により、企画財政課長をもって監査責任者を置き、同規程第32条により監査を実施し、総括保護管理者に結果等を報告しなければならないとされることから、本年度は下記のとおり内部監査を実施した。

2 監査の対象

被監査部門	対象事務
健康福祉部 福祉課	・児童扶養手当に関する事務
健康福祉部 高齢者支援課	・要介護認定に関する事務

3 監査の実施場所及び日程

(1)健康福祉部 福祉課

- ・ 監査日程 令和6年2月9日(金)
- ・ 開催場所 中野市役所 会議室41

(2)健康福祉部 高齢者支援課

- ・ 監査日程 令和6年2月13日(月)
- ・ 開始場所 中野市役所 会議室52

4 監査体制

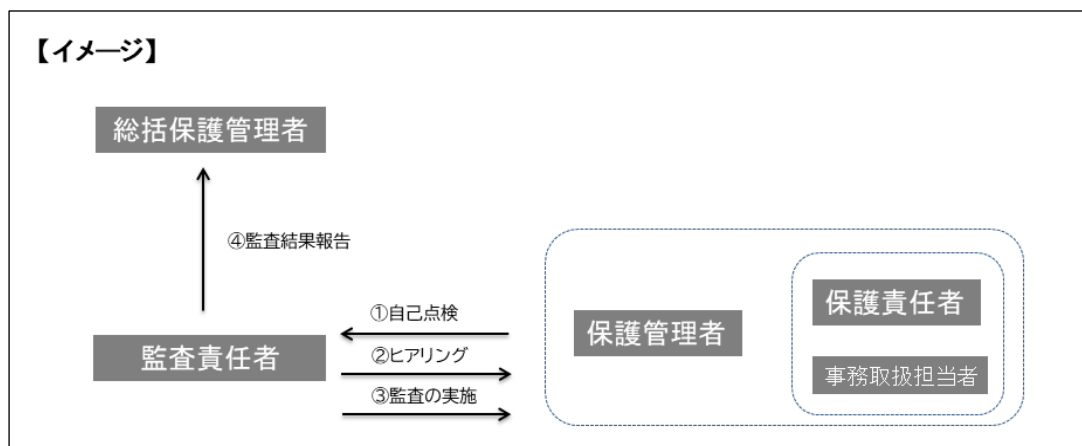
役割	所属及び役職
監査責任者	総務部 企画財政課 課長
監査実施者	総務部 企画財政課 DX推進係長
監査実施者	総務部 企画財政課 DX推進係 主事

5 監査における基準

- (1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
- (2)特定個人情報の取扱いに関するガイドライン(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- (3)中野市特定個人情報の取扱いに関する規定(平成28年11月29日訓令第4号)

6 監査手法

- (1)被監査部署においてチェックリストに基づき自己点検の実施(予備調査)
- (2)チェックリストに基づくヒアリング
- (3)監査の実施(文書類、記録類等の閲覧)
- (4)監査結果の報告



7 監査結果

事前に実施した自己点検チェックの結果を踏まえ、個人情報保護委員会が示す特定個人情報の取扱いに係る監査項目から全 16 項目を抜粋のうえ、各部署における特定個人情報の取扱状況を確認した。監査項目及び改善の余地がある課題の件数については、以下表のとおりである。

監査項目	監査項目件数	課題の件数	
		福祉課	高齢者支援課
組織体制	2 項目	1 件	0 件
取扱区域	1 項目	0 件	0 件
取得	2 項目	1 件	1 件
利用	2 項目	0 件	0 件
保存	2 項目	2 件	1 件
提供	2 項目	0 件	0 件
削除・廃棄	2 項目	2 件	0 件
物理的安全管理措置	2 項目	0 件	1 件
技術的安全管理措置	1 項目	0 件	0 件
計	16 項目	6 件	3 件

8 総評

内部監査において、上記に掲げる監査事項を確認した結果、直ちに特定個人情報の情報漏えい等のインシデントに直結するような重大な課題は確認されなかったが、一部の事務フローにおいて、より適正な取扱いの確保を図るべき事項が検出されたことから、対象部門に特定個人情報の漏えいリスクを一層軽減するための改善提案を行い、事務フローチャートの更改を促した。